令和6年度事業所事業計画

１．基本方針

①介護保険制度に関する法令趣旨に従い、公平中立な立場から可能な限り在宅において本人の能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう支援していく。

②権利擁護を大事にし、虐待等、ご本人に不利益が生じないよう関係機関と協議し迅速に対応する。

③地域包括支援センターとの連携を強化する。

・事例に関しては、地域包括支援センターにその都度相談し連携し解決していく。

④医療機関との連携を図る。

・入退院時には病院の担当者と情報交換を行い医療サービスとの連携を図る。

・平時からの医療機関との連携。

⑤外部研修会に参加する。

・研修会に参加して最新の情報をケアマネネットワーク会議等で周知し共有する。

⑥各サービス事業所との連携を図る。

・デイサービスやヘルパーと密に連絡をとり利用者の情報共有に努める。

⑦ハラスメントに関する注意喚起をおこなう。

・９月事業所会議で職員に対しハラスメントを行ってはならないことを周知・啓発する。

⑤災害時の対応について年１回見直す。

・事業所会議で（１０月）その都度見直していく。

⑨虐待防止検討委員会の開催

・虐待防止検討委員会を1年に1回及び虐待発生の都度開催する。

2．研修計画

①定例学習会への参加（介護支援専門員ネットワーク会議）（月１回）

・他関係機関との調整で困難なケースについて報告。

②居宅介護支援事業所情報交換会議（年４回）

・介護サービスの質を高めるための情報交換。

③地域ケア会議への参加（高齢者サービス調整会議）（月１回）

・困難事例検討・制度勉強会。

④管理者研修会への参加（１月）

・対応に関わる研修。

⑤後高齢者虐待防止研修会への参加（10月）

・高齢者虐待防止の視点についての研修。

⑥新任者研修　＊対象者が出た場合随時対応とする。

・主任介護支援専門員による指導。（介護報酬、地域包括支援センターとの連携について）

・虐待防止に関する研修。（※研修の実施内容について記録する）

**3．その他**

　①業務継続計画（BCP）について

　　別紙「業務継続計画」参照

　②虐待防止指針について

　　別紙

　③指定介護予防支援について

　・６年度から予防の指定が居宅介護支援事業所で受けられるようになる。今まで通り、地域包括支援センターから委託契約を受けての業務でもかまわない。

単位数：介護予防支援（Ⅰ）４４２単位　地域包括支援センター

　　　　介護予防支援（Ⅱ）４７２単位　指定居宅介護支援事業所